

# ○工事(委託)費内訳書の入札時提出の取扱いについて

平成17年12月28日建情第1157号  
各支庁長あて農政部長、水産林  
務部長、建設部長

〔沿革〕平成19年9月6日建情第657号改正

入札談合の防止及び積算技術の向上を目的とし、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務の競争入札において、入札参加者全員に入札書と同時に、工事(委託)費内訳書の提出の義務付けを行うことに関し必要な事項を別紙のとおり定めたので、事務処理を適正に行ってください。

なお、この取扱いは平成18年4月1日以後に入札の公告又は指名通知を行う工事等から適用することとします。

また、この取扱いの適用前に工事(委託)費内訳書の入札時提出を試行する場合において、不備のある工事(委託)費内訳書を提出した入札参加者に対しては指導を行い、無効入札とはしないこととします。

農政部事業調整課事業契約グループ  
水産林務部総務課管理グループ  
建設管理室建設情報課工事管理グループ

## 1 目的

この取扱いは、入札談合の防止及び積算技術の向上を目的とし、工事及び設計、測量、地質調査その他の工事に係る委託業務（以下「工事等」という。）の競争入札において、入札書と同時に、工事（委託）費内訳書（以下「内訳書」という。）の提出の義務付けを、入札参加者全員に行うことに関し必要な事項を定めることとする。

なお、当該入札が電子入札による場合については、北海道電子入札運用基準（平成18年12月28日付け情政第1328号総務部長、企画振興部長、農政部長、水産林務部長、建設部長、出納局長通達「北海道電子入札運用基準の制定について」以下「運用基準」という。）に基づくものとする。

## 2 対象の入札

内訳書を入札書と同時に提出することを義務付ける入札（以下「内訳書提出入札」という。）については、農政部、水産林務部及び建設部が所管する工事等のうち、競争入札により発注しようとするものを対象とする。

## 3 内訳書を提出する工事等の選定及び通知方法

(1) 内訳書提出入札の選定は、次のとおり行うものとする。

ア 支庁（当該支庁の出先機関である森づくりセンター及び土木現業所を除く。）、森づくりセンター又は土木現業所が所管する工事等において、1か月間に行う全入札の中からそれぞれ1件以上選定するものとする。

イ 建設部建築局計画管理課が所管する工事等（北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第204条の19又は第204条の20の規定に基づき依頼を受けたものを含む。）において、1か月間に行う全入札の中から1件以上選定するものとする。

(2) 内訳書提出入札を行う入札日については、支出負担行為担当者（財務規則第204条の19又は204条の20の規定により依頼を受けた建設部長を含む。以下同じ。）が決定するものとする。

(3) 内訳書提出入札については、入札日の入札執行前に入札参加者の前で、入札執行者がくじ又は番号を記入した札を引くことにより、1件以上選定する。

なお、電子入札の場合にあっては、運用基準第2章8-2における立会者の前で選定するものとする。

(4) 入札執行者は(3)により選定した内訳書提出入札を、口頭により、入札参加者へ通知する。

なお、電子入札の場合にあっては、電子入札システムの入札状況登録機能により、選定された工事等の入札参加者へ通知するものとする。

## 4 内訳書の記載方法及び提出方法

(1) 内訳書については、支出負担行為担当者が工事等の入札ごとに別に示す内訳書様式の項目に対応する金額を記載することとする。

(2) 提出する内訳書は、封書の上、自己の氏名を表記して入札書と同時に、入札執行者が入札書の提出箇所とは別に指示する箇所に提出することとする。

また、提出した内訳書については、書換え、引換え、又は撤回することは認めない。

なお、電子入札の場合にあっては、運用基準第2章4-1に基づき提出するものとし、提出した内訳書については、運用基準第2章1-6(1)による電子入札案件の登録情報の変更前に内訳書を提出している場合に限り、当該変更に合わせて変更することができるものとする。

## 5 内訳書の内容確認

(1) 入札執行者は、入札価格を読み上げた上で、落札決定を保留し、提出された内訳書の内容確認を行うこととする。この場合において、当該内訳書が次のいずれかに該当するときは、当該内訳書に係る入札を無効とする。

- ア 内訳書の提出がない場合
  - イ 内訳書の記載金額（合計金額）その他当該内訳書の要件が確認できない場合
  - ウ 内訳書に記名押印がない場合（電子入札の場合を除く。）
  - エ 入札者（代理人をして入札をした場合にあっては当該代理人）以外の者が内訳書を提出した場合
  - オ 内訳書の合計金額と入札書の記載金額が一致しない場合
  - カ 4の(1)の規定により示す内訳書様式の項目に対応した金額が確認できない場合
- (2) 支出負担行為担当者は、内訳書の内容確認の結果、次のいずれかに該当する場合は、談合情報対応手続（平成12年6月21日付け局総第224号出納局長通達「談合情報対応手続の制定について」（以下「通達」という。））第1の1の(4)のオの(オ)に該当するものとして、通達に定める対応を行うこととする。
- ア 入札参加者全員の内訳書の記載金額に同一性があると判断されるもの
  - イ 入札参加者全員の内訳書に同じ誤りや印刷時の汚れがあるなど、同一性があると判断されるもの
- (3) 全入札の落札決定をする時まで、内訳書提出入札に係るすべての内訳書の内容確認ができない場合は、後日、入札結果を入札参加者に別記第1号様式により通知するものとする。この場合において、無効入札に該当した入札参加者には、別記第2号様式により通知するものとする。
- 6 入札手続等の留意事項
- 内訳書提出入札の実施並びに4及び5の(1)の事項については、入札の公告、指名通知等において明らかにするものとする。